

# グルタミンナーゼ及び フルクトシルトランスフェラーゼに係る 規格基準の改正について

消費者庁

食品衛生基準審査課

# 改正等の概要

今般、試薬・試液の終売に伴い、成分規格に定める確認試験の実施が不能である状況等を踏まえ、第11版食品添加物公定書検討会において結論が得られた試薬・試液2品目の規格の新規設定及び改正案、添加物2品目の成分規格の改正案について審議を行う。

## 品目及び改正内容

	品 目	改正等の内容
C 試薬・試液	L-グルタミン酸測定用試液	流通状況及び試験の実行性の観点から、流通実態にあわせた規格に改正
	L-グルタミン酸測定用前処理試液	試験の実行性の観点から、新たに規格を設定
D 成分規格・ 保存基準各条	グルタミナーゼ	グルタミナーゼ活性試験法について、試薬の変更に伴い、試験の実行性の観点から、操作法を改正
	フルクトシルトランスフェラーゼ	フルクトシルトランスフェラーゼ活性試験法について、試験の実行性の観点から、試液の量、操作法等を改正

※ 今回の規格基準の新規設定及び改正は、既に使用が認められている添加物の試験の実行性の向上が目的であり、添加物の品質に変更はなくリスク管理措置を緩和する性質のものではない。

# 食品安全委員会への照会及び回答

## 食品安全委員会への照会

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定により基準又は規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているところ、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

## 食品安全委員会からの回答

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和8年2月12日付け消食基第59号により当委員会に照会された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正については、当該改正にかかる添加物の目的とする機能について確認する試験法の改正であり、人の健康に影響を及ぼさない試験法の変更であることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。